2026.Nov.

教育長通信　NO.60

ようこそ　教育長室へ

教育長　高木 秀人

1.　教諭の懲戒免職処分のお詫び

逮捕時に教育長通信NO.41でお伝えさせていただきました、松本貴浩教諭に対して、千葉県教育委員会は11月11日、児童生徒性暴力等を事由に懲戒免職処分を決定しました。

https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/syokuin/press/2026/shobun20261111.html

このような不祥事を起こしたことについて、お詫びいたします。本件を受け、以下の対応を行っています。

（1）生徒に対する心のケア

処分翌日からカウンセラーを派遣して生徒全員と面談し、心のケアを図ります。

（2）生徒・保護者への説明

当該校において、処分当日に臨時保護者会を実施して事案を説明するとともに、メールにて報告しました。また、処分翌日、臨時全校集会を実施し、生徒に対して事案の説明を行いました。

（3）臨時校長会議の実施

処分翌日に、臨時で校長会議を実施し、管理職の危機管理意識の向上と不祥事根絶を図る職場環境づくりの徹底を指導しました。

（4）「こども性暴力防止法」の全教職員への周知徹底など（千葉県教育委員会指示事項）

千葉県教育委員会から、不祥事根絶に向けて、以下の事項の全教職員に対する周知徹底など、指導の徹底が求められています。市教育委員会としても、全校において指導を徹底させます。

○ 児童生徒性暴力等の根絶に向け、こども家庭庁が提供する研修動画等を活用し、「こども性暴力防止法」の概要について全教職員に周知徹底するとともに、事案発生時の組織的対応に係る校内体制を整備すること

・ 研修動画の一例：こども性暴力防止法に関する研修動画（要点動画・従事者向け）

https://www.youtube.com/watch?v=tK5ZpsTwRs0

○ 勤務時間の内外にかかわらず、厳正な服務規律の保持について、公務員として「見られている」という意識を喚起するなどして、指導を強化すること

2.　「こども性暴力防止法」の施行準備の徹底

12月25日に、いわゆる「こども性暴力防止法」が施行されます。こどもが安心して過ごせる環境をつくるために、学校などは性暴力を防ぐための取り組みが求められることになります。　https://comamorou-kouhou.cfa.go.jp/

市立学校や放課後保育クラブ、放課後子ども教室などにおいては、教育委員会として、以下の取り組みについて、施行に向けた万全の準備を進めます。

（1）日頃から、こどもを性暴力から守るための環境づくり

- 従事者向け研修の計画策定・実施
- 性暴力の未然防止のためのルールづくり、環境整備、保護者・こどもへの周知・啓発
- 性暴力の早期把握のための日頃からの見守り、面接・アンケート
- 相談窓口の設置・周知　など

（2）こどもと接する業務に就く者に、性犯罪歴がないかの確認

- 採用募集要項の見直し　など

（3）性暴力のおそれがある場合は、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなど、こどもを性暴力から守るために必要な対応の実施

- 制度についての従事者等への周知
- 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
- 就業規則等の見直し　など